平成２６年（フ）第１１１号
富山市太田60番地20　レオパレス向陽109号、住民票上の住所富山市住吉町２丁目３番13―301号　アビテ住吉
債務者　角　　理絵
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１８号
富山県中新川郡立山町寺田227番地
債務者　田中　信一
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３６号
千葉県柏市高柳744番地２　高柳第３団地１号
債務者　山口　和久
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３５４号
千葉県柏市大室1251番地　第二パールメゾン染谷202号
債務者　佐藤　一義
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４３１号
北九州市小倉北区中井５丁目７番５号コーポ白石１階６号
債務者　朝野　建男
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４３９号
北九州市小倉北区貴船町14番19号レジデンスＹ―103
債務者　山崎こずえ
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１４８号
広島県福山市神辺町大字下竹田1489番地
債務者　大成　浩一
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１６３号
広島県福山市引野町２丁目５番８号
債務者　水野　沙織
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１０２９号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目５番地１　押草団地109棟104号、従前の住所愛知県長久手市戸田谷110番地メゾン山田１―Ｆ
債務者　山田　真二
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１１４号
名古屋市西区幅下１丁目６番13号　サンフィールド404号
債務者　塚田　美紀
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１３５号
名古屋市西区中沼町235番地　平田荘５棟706号、従前の住所名古屋市西区中沼町102番地ヴェロクオーレ102号
債務者　大籔　　学
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２６９号
名古屋市北区中切町１丁目79番地　宝マンショングランスクエア中切アネックス207号
債務者　野々山春生
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８４号
山口市大内御堀331番地18
債務者　萩野　孝次
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９０号
山口市東山１丁目６番29号　江崎アパート２Ｆ18号
債務者　佐々木　眞
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８０４号
札幌市白石区栄通15丁目８番１号　ＰＡＳＩＯＮ―201号
債務者　有吉　毅幸
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０４号
札幌市白石区北郷３条５丁目８番１号　コーポラスエイト205号
債務者　澁川　洋之
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８０号
札幌市白石区菊水１条１丁目２番５―412号
債務者　青木　　徹
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部